

改正	昭和33年10月10日規則第125号	昭和36年7月31日規則第122号
	昭和41年4月1日規則第22号	昭和49年4月6日規則第40号
	昭和51年4月30日規則第58号	昭和63年11月7日規則第107号
	平成元年3月31日規則第68号	平成3年1月24日規則第8号
	平成9年3月28日規則第8号	平成10年3月24日規則第22号
	平成12年3月31日規則第160号	平成12年10月24日規則第275号
	平成13年1月5日規則第1号	平成13年3月30日規則第28号
	平成13年8月24日規則第95号	平成14年3月29日規則第50号
	平成14年8月13日規則第85号	平成15年8月8日規則第90号
	平成16年6月18日規則第110号	平成17年3月4日規則第2号
	平成17年3月31日規則第28号	平成17年7月1日規則第75号
	平成18年6月27日規則第98号	平成22年3月24日規則第17号
	平成22年3月31日規則第45号	

北海道立自然公園条例施行規則をここに公布する。

北海道立自然公園条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 公園事業（第2条—第15条）
- 第3章 保護及び利用（第16条—第37条）
- 第4章 風景地保護協定及び公園管理団体（第38条—第41条）
- 第5章 雑則（第42条・第43条）

附則

- 第1章 総則
- 追加〔平成12年規則275号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

追加〔平成12年規則275号〕

- 第2章 公園事業
- 追加〔平成12年規則275号〕

（公園事業となる施設の種類）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路及び橋
- (2) 広場及び園地
- (3) 宿舎及び避難小屋
- (4) 休憩所、展望施設及び案内所
- (5) 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- (7) 運輸施設（主として道立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車若しくは馬車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として道立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- (8) 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- (9) 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- (10) 植生復元施設及び動物繁殖施設
- (11) 砂防施設及び防火施設

(12) 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号・18年98号〕

（公園事業の執行認可の申請）

第3条 条例第7条第3項の規定により公園事業の執行の認可を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面及び書類（運輸施設にあっては、第5号、第6号及び第11号に掲げる書類を除く。）を添えなければならない。

(1) 施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

(4) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 工事の施行を要する場合にあっては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに金額を記載した書類

(6) 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入及び支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

(7) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(8) 法人を設立しようとする者にあっては、定款、寄附行為又は規約

(9) 法人格のない組合（以下「組合」という。）にあっては、組合契約書の写し

(10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(11) 当該事業の執行に当たって必要となる資金を調達することができることを証する書類

(12) 当該事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号・17年2号〕

（施設の供用開始）

第4条 道立自然公園の利用のための施設に関する公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 知事は、正当な理由があると認めるときは、前項の期日を延期することができる。

3 前項の規定による期日の延期をしようとする者は、別記第2号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成12年規則275号〕

（管理又は経営方法の届出）

第5条 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、別記第3号様式の届出書により、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た管理又は経営の方法のうち、次に掲げる事項を変更したときは、別記第4号様式により、知事に届け出なければならない。

(1) 施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の住所及び氏名（受託者が法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 施設の供用期間が通年でない場合にあっては 供用期間

(3) 施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

(4) 前3号に掲げるもののほか、適切な公園事業の執行を確保するため特に届出を要するもの

追加〔平成12年規則275号〕

（施設の変更等の承認）

第6条 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、当該公園事業に係る次に掲げる事項（運輸施設に関する公園事業者にあっては、第3号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 施設の位置
 - (2) 施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
 - (3) 施設の管理又は経営の方法の概要
- 2 前項に規定する変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けることを要しない。
- (1) 建築物の内部の構造の変更であつて、軽易なもの
 - (2) 第20条各号に掲げる行為に該当するもの
- 3 第1項の規定による承認を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 変更しようとする事項が施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、前項の申請書に変更の内容に係る第3条第2項各号に掲げる図面又は書類を添えるものとする。
- 5 第4条の規定は、第1項の規定による承認を受けた者について準用する。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号〕

（事業の休止及び廃止）

第7条 公園事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、別記第6号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成12年規則275号〕

（地位の承継）

第8条 公園事業者の地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業である事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、別記第7号様式の申請書に当該当事者が連署の上、知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 譲渡に関する契約書の写し
- (2) 譲受人が現に公園事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し
- (3) 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約

4 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、公園事業者である法人の分割（当該公園事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは分割により当該公園事業の全部を承継した法人が、それぞれ当該公園事業者の地位を承継する。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成13年規則28号・17年2号・22年17号〕

（条件）

第9条 条例第7条第3項の規定による認可又は第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定による承認には、道立自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る認可又は承認については、道立自然公園の保護上必要な条件に限る。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号〕

（届出）

第10条 公園事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める様式により、知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき 別記第8号様式
- (2) 法人を設立したとき 別記第9号様式
- (3) 休止した施設の供用を再開したとき 別記第10号様式

- (4) 第7条第1項ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき 別記第11号様式
 - (5) 公園事業者の地位を譲渡により承継したとき（第8条第1項の規定により知事の承認を受けたときを除く。） 別記第12号様式
 - (6) 第8条第4項の規定により公園事業者の地位を承継したとき 別記第13号様式又は別記第14号様式
- 2 前項の規定による届出のうち次に掲げるものは、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。
- (1) 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る公園事業の執行に必要な物件の登記事項証明書その他の当該事業の執行に必要な物件が承継されたことを証する書類
 - (2) 合併又は分割による地位の承継の届出 合併又は分割後の法人の登記事項証明書
 - (3) 法人の設立の届出 設立した法人の登記事項証明書
- 追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成13年規則28号・17年2号・22年17号〕
- (報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由のない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

追加〔平成12年規則275号〕

(改善命令)

第12条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者（運輸施設に関する公園事業者を除く。）に対して、当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

追加〔平成12年規則275号〕

(認可の失効及び取消し)

第13条 公園事業である事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る公園事業の執行の認可は、その効力を失う。

2 知事は、公園事業者が、第4条第1項（第6条第5項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第7条第1項若しくは第11条第3項の規定、第9条の規定による条件又は第11条第1項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、公園事業の執行の認可を取り消すことができる。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

(原状回復命令等)

第14条 知事は、公園事業者が公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）において、道立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成13年規則28号・15年90号〕

(公共団体の行う公園事業)

第15条 第3条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条第1項の規定は、条例第7条第2項の規定により市町村その他の公共団体が行う公園事業について準用する。この場合において、第3条第1項中「執行の認可を受けようとする者」とあるのは「執行の同意を得ようとする者」と、同項及び同条第2項、第4条第3項並びに第6条第3項及び第4項中「申請書」とあるのは「協議書」と、第3条第2項、第4条第1項、第5条第1項並びに第6条第1項中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和27年法律第180号）による道路」と、第3条第2項中「各号」とあるのは「各号（第7号から第11号までを除く。）」と、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項中「執行の認可を受けた者」とあるのは「執行の同意を得た者」と、第6条第1項中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に協議し、その同意を得なければならない」と、同条第2項

中「承認を受けることを要しない」とあるのは「同意を得ることを要しない」と、同条第3項中「承認を受けようとする者」とあるのは「同意を得ようとする者」と、同条第5項中「承認を受けた者」とあるのは「同意を得た者」と、第7条第1項中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に届け出なければならない」と、同条第2項及び第8条第2項中「承認を受けようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、第7条第2項並びに第8条第2項及び第3項中「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第1項及び第10条第1項第5号中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と、同号中「第8条第1項」とあるのは「第15条において準用する第8条第1項」と、第13条第1項中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」と読み替えるものとする。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号〕

第3章 保護及び利用

追加〔平成12年規則275号〕

(特別地域の区分)

第16条 道立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- (1) 第一種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
- (2) 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。）
- (3) 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

追加〔昭和51年規則58号〕、一部改正〔平成12年規則275号〕

(特別地域内における行為許可申請書)

第17条 条例第10条第4項の規定による許可を受けようとする者は、別記第15号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
- (2) 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- (3) 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

4 知事は、第1項に規定する申請書の提出があった場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和41年規則22号・49年40号・51年58号・平成12年160号・275号・15年90号〕

(特別地域内の行為の許可基準)

第18条 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、

暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る同条第5項の規則で定める基準(以下「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- (1) 設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - (2) 次に掲げる地域(以下「第一種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。
 - ア 第一種特別地域
 - イ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされているもの又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの
 - (ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
 - (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
 - (ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
 - (エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (3) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
 - (4) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
 - (5) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
 - (6) 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 2 条例第10条第4項第1号に掲げる行為(申請に係る道立自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等(第4項に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。))の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、前項第2号から第5号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
- 3 条例第10条第4項第1号に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前2項の規定の適用を受けるものを除く。))に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- 4 条例第10条第4項第1号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。))の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地

(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 保存緑地(第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下同じ。)において行われるものでないこと。
- (2) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10メートル(その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (3) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (4) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)が1,000平方メートル以上であること。
- (5) 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250平方メートル以上であること。
- (6) 総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。)の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	20パーセント以下	40パーセント以下
第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

- (7) 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。
 - (8) 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。
 - (9) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
 - (10) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
 - (11) 当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。
- 5 条例第10条第4項第1号に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに前項第1号及び第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- (1) 当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。)が2,000平方メートル以下であること。
 - (2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満	10パーセント以下	20パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	15パーセント以下	30パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下
第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

6 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに第4項第7号及び第9号から第11号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1) 当該建築物の高さが13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

(2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

7 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号イ(ア)から(エ)までに掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものにおいて行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであってイ及びウ並びに次号イからオまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

ア 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。

イ 当該車道が次のいずれかに該当すること。

(ア) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(イ) 地域住民の日常生活の用に供される車道

(ウ) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道

(エ) 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(オ) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道

ウ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。

(2) 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、同号ウの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 前号イの規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。

イ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。

ウ 法（のり）面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法（のり）面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。

エ 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模

な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。

オ 擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

- 8 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第1号ウ及び第2号イからオまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第1号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。
- 9 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第7項第1号ウ及び第2号イからオまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - (2) 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - (3) 関連分譲地等の造成の計画において、1分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1,000平方メートル以上とされていること。
 - (4) 前号に規定する計画において、勾配が30パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から20メートル以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。
 - (5) 第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
 - (6) 第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
 - (7) 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
 - ア 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
 - イ 購入後において1分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1,000平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第10条第4項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
 - (8) 第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致の維持に支障を及ぼすことがないように十分配慮されていること。
 - (9) 関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下であること。
- 10 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (2) 総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては40パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては60パーセント以下であること。
 - (3) 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10パーセントを超えないものであること。
 - (4) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
 - (5) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
 - (6) 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であること。
 - (7) 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
 - (8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
 - (9) 支障木の伐採が僅（きん）少であること。

- (10) 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- 11 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- (2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 12 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
- ア 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
- イ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
- ウ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
- (2) 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。
- 13 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のいずれかとする。
- (1) 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ア 学術研究その他公益上必要と認められること。
- イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。
- エ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
- オ 前項第1号アからウまでに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。
- 14 条例第10条第4項第2号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- (1) 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 単木択伐法によるものであること。
- イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。
- ウ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (2) 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ア 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。
- (イ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (ウ) 公園事業に係る施設（第2条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）

において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。

イ 皆伐法によるものにあつては、ア(イ)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 1 伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。

(イ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。

(ウ) 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。

(3) 第三種特別地域内において行われるものであること。

(4) 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。

15 条例第10条第4項第3号に掲げる行為(露天掘りでない方法によるものに限る。)に係る許可基準は、坑口又は掘削口が植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

(1) 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。

(2) 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。

(3) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

16 条例第10条第4項第3号に掲げる行為(露天掘りによるものに限る。)に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 条例第10条第4項の規定による許可を受け、又は同条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(次号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。

イ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

ウ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。

エ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(2) 河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号アの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。

(3) 第三種特別地域(植生の復元が困難な地域等を除く。)内において行われるもの(第1号、前号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。

(4) 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号アの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。

イ 平成12年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。

(5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、前項各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

17 条例第10条第4項第4号に掲げる行為に係る許可基準は、第11項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- ア 学術研究その他公益上必要と認められること。
- イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

(2) 水位の変動についての計画が明らかなものであること。

(3) 次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第10条第4項の規定による許可を受け、又は同条第6項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

- ア 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- イ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
- ウ 優れた風致を有する河川又は湖沼等

18 条例第10条第4項第5号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該汚水又は廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるものであること。
- (2) 当該汚水又は廃水が条例第10条第4項第5号の規定により知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

19 条例第10条第4項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内又は事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
- イ 表示面の面積が5平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10平方メートル以下のものであること。
- ウ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5メートル（工作物に掲出し、又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。
- エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系のものであること。
- オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
- カ 色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
- イ 広告物等の個々の表示面の面積が1平方メートル以下であること。
- ウ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10平方メートル以下であること。
- エ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5メートル以下のものであること。
- オ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致との調和を著しく乱すものでないこと。

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エからカまで及び前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

- ア 表示面の面積が5平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、10平方メートル）以下であること。

- イ 設置者名の表示面積が300平方センチメートル以下であること。
 - ウ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
- (4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
- ア 表示面積が300平方センチメートル以下であること。
 - イ 商品名の表示がないものであること。
 - ウ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
- (5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。
- 20 条例第10条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
- (1) 第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
 - (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
 - (3) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (4) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
 - (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭（りょう）に望見されるものでないこと。
 - (6) 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
 - (7) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
 - (8) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
 - (9) 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
 - (10) 支障木の伐採が僅（きん）少であること。
 - (11) 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 21 条例第10条第4項第8号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- (1) 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。
 - ア 第一種特別地域又はその地先水面
 - イ 次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの
 - (ア) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
 - (イ) 優れた風致を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - ア 学術研究その他公益上必要と認められること。
 - イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
 - エ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
 - (3) 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致の維持

に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号エに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。

(4) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。

22 条例第10条第4項第9号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

(2) 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。

(3) 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものを除く。）。

(4) ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。

(5) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。

(6) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

(7) 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。

(8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

23 条例第10条第4項第10号及び第11号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

24 条例第10条第4項第12号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

25 条例第10条第4項第13号及び第14号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

26 その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと、知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第10条第4項各号に掲げる行為については、知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。

27 条例第10条第4項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

(1) 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。

(2) 申請に係る場所又はその周辺の風致の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。

(3) 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第10条第4項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号・16年110号・17年28号・22年17号〕

(土地所有者等との協議)

第19条 知事は、条例第10条第4項第13号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議しなければならない。

追加〔平成15年規則90号〕

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第20条 条例第10条第8項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 門、生垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、サイロ、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (5) ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (6) 条例第10条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- (8) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- (9) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- (10) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号ア、イ若しくはウに掲げる施設（同号アに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ウに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成金（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (11) 信号機、防護さく、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築を含む。）。
- (12) 文化財保護法第115条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- (13) 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (14) 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- (15) 巢箱、給じ台、給水台等を設置すること。
- (16) 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法

- 律第102号) 第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- (17) 宅地の木竹を伐採すること。
 - (18) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。
 - (19) 果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
 - (20) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - (21) 森林の保有又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
 - (22) 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
 - (23) 削除
 - (24) 宅地内の土石を採取すること。
 - (25) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (26) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
 - (27) 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (28) 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (29) 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
 - (30) 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
 - (31) 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
 - (32) 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
 - (33) 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (34) 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
 - (35) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定する尿（し）尿浄化槽（そう）（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
 - (36) 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。
 - (37) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (38) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道若しくは同条第4号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - (39) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。
 - (40) 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
 - (41) 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
 - (42) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
 - (43) 漁港漁場整備法第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
 - (44) 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (45) 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
 - (46) 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
 - (47) 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
 - (48) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物

- を集積し、又は貯蔵すること。
- (49) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (50) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (51) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (52) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (53) 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (54) 宅地内にある植物で、条例第10条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - (55) 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - (56) 道立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - (57) 道立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - (58) 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。
 - (59) 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (60) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。
 - (61) 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為
 - (62) 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。
 - (63) 森林の保護管理のために立ち入ること。
 - (64) 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。
 - (65) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項又は第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。
 - (66) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。
 - (67) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
 - (68) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全

区域の管理のために立ち入ること。

- (69) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (70) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (71) 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (72) 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
- (73) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。
- (74) 条例第10条第4項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
- (75) 条例第10条第4項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第10条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- (76) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- (77) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- (78) 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (79) 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- (80) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (81) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (82) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (83) 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (84) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (85) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (86) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (87) 港則法（昭和23年法律第174号）第2条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。
- (88) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- (89) 国、道又は市町村が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (90) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これ

らに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(91) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔昭和33年規則125号・49年40号・平成3年8号・12年160号・275号・13年1号・95号・14年50号・85号・15年90号・16年110号・17年28号・75号・18年98号〕

(土地所有者等との協議)

第21条 知事は、利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議しなければならない。

追加〔平成15年規則90号〕

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第22条 条例第11条第4項第5号に規定する規則で定める行為は、道立自然公園の利用者以外の者が行うものであって次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第20条第6号、第7号、第9号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第10号、第11号、第14号、第16号、第20号、第21号、第40号、第42号、第43号、第56号、第57号、第78号又は第87号に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第20条第1号、第4号、第5号、第25号及び第55号に掲げる行為

(2) 農業を営むために通常行われる行為

(3) 森林の保護管理のために行われる行為

(4) 林道の整備に当たって必要な事前調査を行うこと。

(5) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項又は第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。

(6) 漁業を営むために通常行われる行為

(7) 漁業取締りの業務を行うこと。

(8) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。

(9) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。

(10) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。

(11) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。

(12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。

(13) 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

(14) 鉱業権を有する者が行う第20条第25号又は第26号に掲げる行為

(15) 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。

(16) 測量法第3条の規定による測量を行うこと。

(17) 土地又は木竹の所有者又は使用及び利益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に

係る土地において行う行為

- (18) 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為
- (19) 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- (20) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- (21) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- (22) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

追加〔平成15年規則90号〕、一部改正〔平成16年規則110号・17年28号〕

（立入りの認定の基準）

第23条 条例第13条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- (2) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- (3) 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
 - ア 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - イ 野生動物にえさを与えること。
 - ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声機その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- (4) 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

追加〔平成15年規則90号〕

（立入りの認定の申請）

第24条 条例第13条第2項の規定による認定の申請は、別記第16号様式の申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、利用者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

追加〔平成15年規則90号〕

（立入認定証の記載事項）

第25条 条例第13条第4項の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用調整地区の名称
 - (2) 立入認定証の有効期間
 - (3) 立入認定証を受けた者の氏名
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項
- 2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第23条第4号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

追加〔平成15年規則90号〕

(立入認定証の再交付)

第26条 条例第13条第5項の規定による立入認定証の再交付の申請は、別記第17号様式の申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

追加〔平成15年規則90号〕

(指定認定機関の指定の申請等)

第27条 条例第14条第2項の規定による指定の申請は、別記第18号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- (3) 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (5) 申請者が条例第14条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

追加〔平成15年規則90号〕、一部改正〔平成17年規則2号〕

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第28条 条例第16条第1項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第16条第1項後段の規定による認可の申請は、別記第19号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成15年規則90号〕

(事業計画等の認可の申請等)

第29条 条例第16条第2項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第16条第2項後段の規定による認可の申請は、別記第20号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成15年規則90号〕

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第30条 条例第16条第4項の規定による許可の申請は、別記第21号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成15年規則90号〕

(認定関係事務の引継ぎ等)

第31条 指定認定機関は、知事が条例第16条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第18条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。
- (2) 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。
- (3) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成15年規則90号〕

(認定等に関する手数料の納付)

第32条 条例第20条第1項に規定する手数料については、道に納付する場合にあっては第24条又は第26条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入証紙をはるることにより、指定認定機関に納付する場合にあっては条例第16条第1項に規定する認定関係事務の実施に関する規程で定めるところにより、これを納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

追加〔平成15年規則90号〕

(普通地域内における行為の届出)

第33条 条例第21条第1項の規定による届出は、別記第22号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第17条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

追加〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔平成12年規則160号・275号・15年90号〕

(工作物の基準)

第34条 条例第21条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 海面以外の区域

ア 建築物 高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートル

イ 送水管 長さ70メートル

ウ 鉄塔 高さ30メートル

エ 船舶の係留施設 長さ50メートル

オ ダム 高さ20メートル

カ 鋼索鉄道 延長70メートル

キ 索道 傾斜亘長600メートル又は起点と終点の高低差200メートル

ク 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル

ケ 遊戯施設(建築物を除く。)高さ13メートル又は水平投影面積1,000平方メートル

(2) 海面の区域

ア 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ50メートル

イ アに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ5メートル又は海面における水平投影面積100平方メートル

全部改正〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔平成12年規則275号・15年90号〕

(普通地域内における届出を要しない行為)

第35条 条例第21条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第20条第1号から第16号まで、第25号から第28号まで、第39号から第43号まで、第60号又は第61号に掲げる行為

(2) 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条第2号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 宅地内の池沼等を埋め立てること。

(4) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第4号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てること。

(5) 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(6) 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(7) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(8) 宅地内の土地の形状を変更すること。

(9) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

(10) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

(11) 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

(12) 養浜のために土地の形状を変更すること。

(13) 土地の形状を変更することであって面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法を生ずる切土地又は盛土を伴わないもの

(14) 第34条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

(15) 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場

所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(17) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

全部改正〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔平成3年規則8号・12年160号・275号・15年90号・16年110号・17年28号・18年98号・22年17号〕

(既着手行為等の届出書)

第36条 条例第10条第6項又は第7項の規定による届出は、別記第23号様式又は別記第24号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第10条第6項の届出に係るものにあつては第17条第2項各号に掲げる図面を、条例第10条第7項の届出に係るものにあつては第17条第2項第1号に掲げる図面を添えなければならない。

追加〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔平成12年規則160号・275号・15年90号〕

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第37条 条例第10条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第21条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第17条第2項及び第3項又は第33条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を当該申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第10条第4項の規定による許可の申請又は条例第10条第6項若しくは第21条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

追加〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔平成12年規則160号・275号・15年90号〕

第4章 風景地保護協定及び公園管理団体

追加〔平成15年規則90号〕

(風景地保護協定の基準)

第38条 条例第26条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

(2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。

(3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。

(4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。

(5) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。

(6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(7) 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。

(8) 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

追加〔平成15年規則90号〕

(風景地保護協定の告示)

第39条 条例第27条第1項(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 風景地保護協定の名称

(2) 風景地保護協定区域

(3) 風景地保護協定の有効期間

(4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

(5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

(6) 風景地保護協定の縦覧場所

追加〔平成15年規則90号〕

(風景地保護協定の締結の告示)

第40条 前条の規定は、条例第29条(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定による告示について準用する。

追加〔平成15年規則90号〕

(公園管理団体の指定基準)

第41条 条例第32条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第33条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第33条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第33条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

追加〔平成15年規則90号〕

第5章 雑則

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号〕

(身分証明書の様式)

第42条 条例第19条第2項、条例第23条第3項、条例第25条第3項若しくは条例第38条第4項又は第11条第2項(第15条において準用する場合を含む。)の規定により当該職員の携帯する身分証明書は、別記第25号様式から別記第29号様式までによる。

一部改正〔昭和49年規則40号・平成12年275号・15年90号〕

(書類の経由)

第43条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、行為地の総合振興局長又は振興局長(2以上の総合振興局又は振興局の所管区域(市の区域を含む。)に係る行為については、主な行為地の総合振興局長又は振興局長)を経由するものとする。

一部改正〔昭和41年規則22号・平成12年275号・15年90号・22年17号・45号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第16条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為(次項に規定する行為を除く。)については、当該行為が第二種特別地域内において行われるものとみなして、第18条の規定を適用する。

追加〔平成12年規則275号〕

3 第16条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業とし

て行われる条例第10条第4項第2号に掲げる行為に係る許可基準は、第18条第14項及び第26項の規定にかかわらず、森林法第5条第1項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号・16年110号〕

附 則（昭和33年10月10日規則第125号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年7月31日規則第122号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則（以下「当該規則」という。）に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（昭和41年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月6日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月30日規則第58号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に公園計画に基づき特別地域として指定されている地域で、この規則による改正後の北海道立自然公園条例施行規則第1条各号のいずれかに掲げる地域に相当する地域に区分されているものは、同条の規定により区分された地域とみなす。

附 則（昭和63年11月7日規則第107号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年1月24日規則第8号）

- 1 この規則は、平成3年1月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請され、又は交付されているこの規則による改正前の北海道立自然公園条例施行規則別記第1号様式その9又は別記第5号様式、別記第6号様式若しくは別記第7号様式による申請書又は身分証明書は、この規則による改正後の北海道立自然公園条例施行規則別記第1号様式その9又は別記第5号様式、別記第6号様式若しくは別記第7号様式による申請書又は身分証明書とみなす。

附 則（平成9年3月28日規則第8号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成9年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年 3月31日規則第160号）

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成12年10月24日規則第275号）

- 1 この規則は、平成13年 1月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立自然公園条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立自然公園条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成13年 1月 5日規則第 1号抄）

- 1 この規則は、平成13年 1月 6日から施行する。

附 則（平成13年 3月30日規則第28号）

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成13年 8月24日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 3月29日規則第50号）

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 8月13日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 8月 8日規則第90号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 9月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の北海道立自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第18条の規定は、この規則の施行の日以後にされる北海道立自然公園条例第10条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道立自然公園条例施行規則に基づく身分証明書は、改正後の規則の規定による身分証明書とみなす。
（支庁長事務委任規則の一部改正）
- 4 支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道環境影響評価条例施行規則の一部改正）
- 5 北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第 7号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則の一部改正）
- 6 北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則（昭和46年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年 6月18日規則第110号）

- 1 この規則は、平成16年 7月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道立自然公園条例施行規則第18条の規定は、この規則の施行の日以後にされる北海道立自然公園条例第10条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3月 4日規則第 2号）

- 1 この規則は、平成17年 3月 7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年 3月31日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記第1号様式

（第3条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号・17年2号・22年17号〕

別記第2号様式

（第4条、第6条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

別記第3号様式

（第5条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

別記第4号様式

（第5条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕

別記第5号様式

（第6条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

別記第6号様式

（第7条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

別記第7号様式

（第8条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成17年規則2号・22年17号〕

別記第8号様式

（第10条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕

別記第9号様式

（第10条関係）

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成17年規則2号〕

別記第10号様式

（第10条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕

別記第11号様式

（第10条、第15条関係）

追加〔平成12年規則275号〕

別記第12号様式

(第10条、第15条関係)

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

別記第13号様式

(第10条関係)

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成17年規則2号・22年17号〕

別記第14号様式

(第10条関係)

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成13年規則28号・17年2号・22年17号〕

別記第15号様式

(第17条関係)

全部改正〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔昭和51年規則58号・63年107号・平成元年68号・3年8号・9年8号・10年22号・12年275号・15年90号・22年17号〕

別記第16号様式

(第24条関係)

追加〔平成15年規則90号〕

別記第17号様式

(第26条関係)

追加〔平成15年規則90号〕

別記第18号様式

(第27条関係)

追加〔平成15年規則90号〕、一部改正〔平成17年規則2号〕

別記第19号様式

(第28条関係)

追加〔平成15年規則90号〕

別記第20号様式

(第29条関係)

追加〔平成15年規則90号〕

別記第21号様式

(第30条関係)

追加〔平成15年規則90号〕

別記第22号様式

(第33条関係)

全部改正〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔昭和51年規則58号・63年107号・平成元年68号・10年22号・12年275号・15年90号〕

別記第23号様式

(第36条関係)

全部改正〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔昭和51年規則58号・63年107号・平成元年68号・10年22号・12年275号・15年90号〕

別記第24号様式

(第36条関係)

全部改正〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔昭和51年規則58号・63年107号・平成元年68号・10年22号・12年275号・15年90号〕

別記第25号様式

(第42条関係)

追加〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔昭和51年規則58号・63年107号・平成元年68号・3年8号・12年275号・15年90号〕

別記第26号様式

(第42条関係)

追加〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔昭和51年規則58号・63年107号・平成元年68号・3

年 8 号・12年275号・15年90号]

別記第27号様式

(第42条関係)

追加〔昭和49年規則40号〕、一部改正〔昭和51年規則58号・63年107号・平成元年68号・3
年 8 号・12年275号・15年90号]

別記第28号様式

(第42条関係)

追加〔平成12年規則275号〕、一部改正〔平成15年規則90号]

別記第29号様式

(第42条関係)

追加〔平成15年規則90号]